

「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う 一般的な指導及び監督の指針」の改正について

(平成29年3月12日施行)

1. 年間計画表

- ◆ 標記改正に伴う国土交通省告示1366号（以下告示1366号と記載）の「年間計画の例」を作成しました。
- ◆ 例1. は告示1366号の法令等で定める事項を左の欄に12項目計画し、右の欄には自社の安全運行上必要な指導事項を記入して下さい。
- ◆ 例2. は告示1366号の12項目と自社で定める事項の例を記載しました。
- ◆ 例1・2とも参考事例ですので、ダウンロード後に実施時期及び実施項目は、自社の業務実態に合わせて作成して下さい。
- ◆ 本改正は平成29年3月12日施行ですので、施行日以降の年間計画は12項目が必要となり、年間で全乗務員に対して指導が必要となります。

2. 指導実施の内容

- ◆ 国土交通省発行の同指導実施マニュアル(H28.6改訂)について
協会会員各社：平成28年10月末に一斉配付済み
会員外各社：平成28年11月以降の巡回指導時に配付中
(適正化事業部まで問い合わせください)
- ◆ 特定運転者（初任運転者）に対する特別な教育
平成29年3月12日以降の新規採用者に対して該当します
 - ① 一般的な指導及び監督の内容に準ずる（現行：4項目）
 - ② 座学及び実車を用いることにより 15時間以上（現行：6時間以上）
 - ③ 実際にトラックを運転させて指導 20時間以上（現行：可能な限り）※ 上記の①～③の指導内容及び指導時間以外は従来通りとなります

宮城県貨物自動車運送適正化事業実施機関（公社）宮城県トラック協会

TEL：022-788-0223 FAX：022-237-5290